

〈求人者の皆様へ〉

株式会社Fast oneは、厚生労働大臣に届出を行っている

職業紹介事業者許可番号(23-ユ-302453)です。

職業安定法第三十二条の並びに職業安定法施工規則第二十四条の五に則り、
以下の項目を明示致します。

【取扱職種の範囲等】

取扱職種は、全職種(港湾運送業務及び建設業務を除く)、取扱地域は国内です。

但し、その求人の申込内容が法令に違反したり、賃金、労働時間等の労働条件が通常の労働条件と比べて著しく不相当である場合には、受理は致しかねますのでご了承ください。

【手数料に関する事項】

求人者から徴収する手数料については下記手数料表のとおりです。

・一般登録型

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
求人受理時の事務費用	<u>10,000円</u> 手数料負担者は 求人者 とします。
求人受理後、求人者に求職者を 紹介するサービス 【職業紹介サービス】	成功報酬 (期間の定めのない雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金(内定書や 労働条件通知書等に記載されている額)の <u>50%</u> (期間の定めのある雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後、雇用契約期間中(雇用期間が1年 を超える場合は最大1年間分)に支払われる賃金(内定書 や労働条件通知書等に記載されている額)の <u>50%</u> 手数料負担者は 求人者 とします。
求人の充足に向けた求人者に 対する専門的な相談・助言サービス 【職業紹介の付加サービス】	成功報酬 当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金(内定書 や労働条件通知書等に記載されている額)の <u>50%</u> 手数料負担者は 求人者 とします。
※上記職業紹介サービスに加えて、 より専門的な相談・助言の付加サー	

ビスを行う場合	
---------	--

・サーチ/スカウト型

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
特定の条件による特別の求職者の 開拓やそのための調査・探索	着手金 <u>500,000円</u> 活動1日あたり <u>30,000円</u> 成功報酬 (期間の定めのない雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金(内定書や 労働条件通知書等に記載されている額)の <u>50%</u> (期間の定めのある雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後、雇用契約期間中(雇用期間が1年 を超える場合は最大1年間分)に支払われる賃金(内定書 や労働条件通知書等に記載されている額)の <u>50%</u> 手数料負担者は 求人者 とします。

・再就職支援型

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
就職を用意するための求職者に 対する専門的な相談・助言	着手金 <u>300,000円</u> 相談・助言終了時 <u>50,000円</u> 成功報酬 <u>50,000円</u> 手数料負担者は 関係雇用主 とします。
求人受理後、求人者に就職者を 紹介するサービス	成功報酬 (期間の定めのない雇用契約の紹介の場合) 職業紹介が成功した場合において、当該求職者の就職後 1年間に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に 記載されている額)の <u>50%</u> (期間の定めのある雇用契約の紹介の場合) 職業紹介が成功した場合において、当該求職者の就職後、 雇用契約期間中(雇用期間が1年を超える場合は最大 1年間分)に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書 等に記載されている額)の <u>50%</u> 手数料負担者は 求人者 とします。

上記手数料には、消費税含まれておりません。別途加算となります。
なお、求職者からは一切徴収致しません。

【苦情の処理に関する事項】

苦情処理の責任者は、職業紹介責任者 大山隆弥志です。

苦情の申し出があった場合は誠意をもって対応致します。

【求人者の情報の取り扱いに関する事項】

求人者情報の取扱者は、職業紹介責任者 大山隆弥志です。

求人者の情報は、職業紹介事業に係るものに限ります。

【個人情報の取り扱いに関する事項】

個人情報の取扱者は、職業紹介責任者 大山隆弥志です。

取扱者は、個人情報に関して当該情報の本人から情報の開示請求があった場合は、その請求に基づき、本人が有する資格や職業経験など客観的事実に基づく情報の開示を遅滞なく行います。

また、これに基づき訂正の請求があったときは、当該請求が客観的事実に合致する場合は、遅滞なく訂正を行います。

【返戻金制度に関する事項】

当社は返戻金制度を設けております。

返礼条件等の詳細については契約書又は覚書の当該条項をご確認ください。